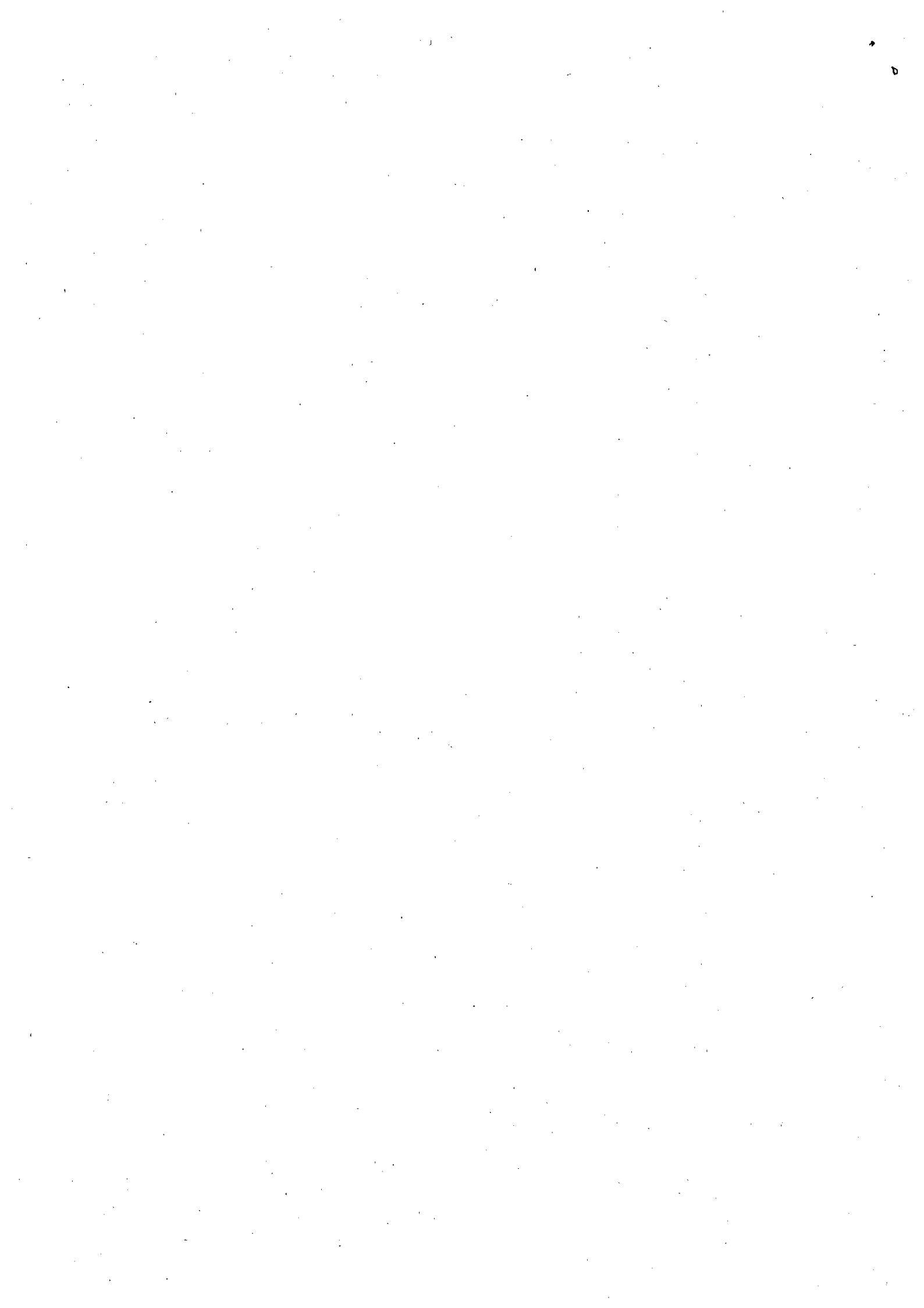


第85号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容	2
4 施行期日	2
5 新旧対照表	3 ~ 4

こ ども 部

令 和 2 年 6 月



1 改正する条例名

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

2 改正理由

次の事務において、他都市との情報連携を可能とすることで、市外からの転入世帯の所得状況等を確認するための添付書類を省略し、市民の負担軽減及び事務の迅速化を図る。

(1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務

これまでも情報連携の対象となる独自利用事務（※1）の事例に当該給付に関する事務は定められていたが、給付を受ける際に扶養義務者が負担する額の主な算定基準である所得税に関する情報は利用できる特定個人情報ではなかったことから、個人番号を利用した情報連携（※2）を行っていなかった。令和2年3月18日付で国の要綱が一部改正され、算定基準が市町村民税の所得割額になったことにより、情報連携が可能となるため、個人番号の利用を開始するもの。

(2) 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務

長崎市では国が定める副食費の免除基準よりも免除の範囲を広げている。国の免除基準を超える市独自の部分については、これまで個人番号の利用による情報連携ができなかったが、令和2年2月28日付国の個人情報保護委員会の通知により、情報連携の対象となる独自利用事務に追加されたため、個人番号の利用を開始するもの。

また、利用料の減免については、これまでも情報連携の対象となる独自利用事務の事例に当該事務は定められていたものの、対象者が少なく、個人番号を利用していなかったが、併せて個人番号の利用を開始するもの。

(3) 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務

(2)に同じ

(4) 子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

これまでも情報連携の対象となる独自利用事務の事例に当該給付に関する事務は定められていたものの、地域子ども・子育て支援事業における副食費の補助対象者が少なく、個人番号を利用していなかったが、上記(1)から(3)の事務と併せて個人番号の利用を開始するもの。

※1 情報連携の対象となる独自利用事務

個人番号を利用した事務については、マイナンバー法に定める事務のほか、市が条例に定める事務（＝独自利用事務）があり、国の個人情報保護委員会が定める情報連携の対象となる独自利用事務の事例に規定された事務に限られる。

※2 個人番号の利用による情報連携

マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすること。

3 改正案の内容

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務、幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務、保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務について、個人番号を利用する事務として追加するもの。（第3条関係）

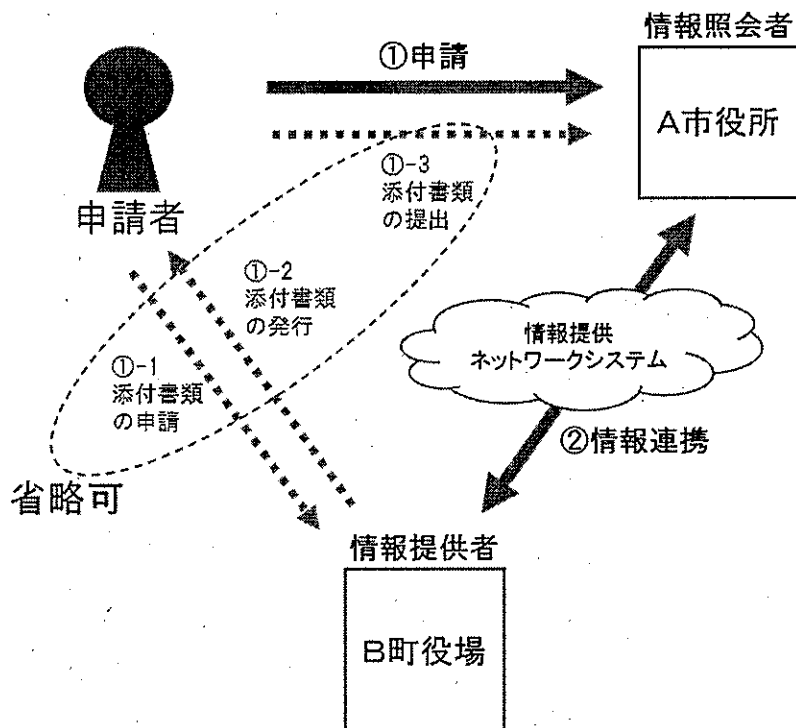
4 施行期日

令和3年3月1日

※個人情報保護委員会の情報連携に係る承認が令和3年2月中となっており、確実に情報連携が可能となるのが令和3年3月以降であるため

【情報連携のイメージ図】（例）申請者がB町からA市に転入しているケース

従来であれば、申請する際に、添付書類が必要な場合、申請者は前居住地であるB町から取得し、現居住地のA市へ提出するが、個人番号を利用した情報連携を行うことで省略可能となる。



5 新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）																		
<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p>	<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p>																		
<p>第1条から第5条まで（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略）</p>																		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和3年3月1日から施行する。</p>																		
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市長</td> <td>(1)～(13)（略）</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(14)～(15)（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(13)（略）	<u>(新設)</u>	(14)～(15)（略）	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市長</td> <td>(1)～(13)（略）</td> </tr> <tr> <td><u>(14) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(15) 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(16) 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>(17) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>(18)～(19)（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(13)（略）	<u>(14) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>(15) 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>(16) 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>(17) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	(18)～(19)（略）	(略)	
機関	個人番号を利用する事務																		
市長	(1)～(13)（略）																		
	<u>(新設)</u>																		
	(14)～(15)（略）																		
	(略)																		
機関	個人番号を利用する事務																		
市長	(1)～(13)（略）																		
	<u>(14) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																		
	<u>(15) 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																		
	<u>(16) 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																		
	<u>(17) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																		
	(18)～(19)（略）																		
(略)																			

別表第2 (第3条関係)

機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	(1)～(13) (略)	
	<u>(新設)</u>	
	(14)～(24) (略)	
	(25) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	(26)～(28) (略)	
(略)		

別表第3 (第4条関係) (略)

別表第2 (第3条関係)

機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	(1)～(13) (略)	
	(14) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	(15) <u>幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	(16) <u>保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	(17)～(27) (略)	
	(28) 子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
(29)～(31) (略)		
(略)		

別表第3 (第4条関係) (略)